



勤務時間の適正化で ●●健康を守り、働きやすい職場を

現在の学習指導要領の実施以来、授業時間が増やされたり、授業内容が難しくなったりすることで、子どもたちだけではなく教員にも負担が増加しています。

数年前、尾北で現職の教職員が突然亡くなるというとても痛ましい出来事が続きました。現職教職員の突然死の原因については、膨大な時間外勤務の問題も指摘されています。今の職場の状況は、誰がいつ倒れてもおかしくないのが実態です。教職員の健康を守るためには、まず長時間過密労働をなくすことが求められます。

昨年11月に、県の「教員多忙化解消プロジェクトチーム」は、県教委に対して教員の多忙化解消に向けた提言を出しました。その中で、「これまで献身的な教員の努力だけでは限界にきており、授業等の教科指導や学級経営に特化できるような学校現場の体制の実現を目指していくことが重要である。」と述べています。これは、多忙化解消のためには、勤務時間内に業務が終えられるような勤務体制づくりの必要性を示唆した重要な指摘だと言えます。

2月に行われた校長会との懇談会に向けて作成した「尾北教労からの提言と要請」から、勤務時間に関わるいくつかの内容を以下に紹介します。

勤務時間の適正な運用を

長時間過密労働を解消し、勤務時間内に仕事が終えられるようにすることが求められています。そのためには、すべての学年での少人数学級の実現や教職員の大幅増員が不可欠ですが、さしあたっては、仕事内容の精選とともに、勤務時間が適

正に運用される必要があります。

学校では、昼の休憩時間はとれないのが実態です。連絡帳に返事を書く、ノートやプリントの点検をする、委員会活動の指導をするなどの仕事をしています。たとえ職員室に戻ってお茶を飲んでいても、同僚から仕事上のことで話しかけられたり、子どもが用事で来たりすれば対応します。これは、「休憩」ではなく「手待ち時間」(いつでも仕事にとりかかることができるよう待機している時間)であり、勤務なのです。1日の勤務が8時30分に始まれば、7時間45分勤務したあとの16時15分に勤務の拘束が解かれるように、勤務時間の適正な運用がなされることを求められます。

昨年度の校長会との懇談会では、校長会から、「7時間45分の連続勤務をつくらないようにすることが原則である。ただし、子どものけがに対応するなど突発的に途中で休憩がとれないことがある。その際は、申し出ていただければ、割り振り変更をしていきたい。」という返答がありました。

要請

① 途中の休憩がとれなかったときは8時30分から16時15分まで7時間45分勤務となり、16時15分に勤務の拘束が解かれることを、全職員にきちんと説明すること。また、帰りやすくなるように改善を進めること。

② 7時間45分勤務が確実に守られるよう、以下の内容について配慮すること。

ア 日課の見直しを行って、子どもの下校時刻を早めることにより、16時15分までに打ち合わせや学年会や学級学年事務などの時間を確保すること。

イ 職員会議や学年会・部会などの会議は、16時15分に終わるものとする。

もし、時間が足りなくなった場合は続きを

別の日に行くか、続ける場合は別の日に割り振りを行うなど、時間外勤務が常態化しないようにすること。

ウ 昼の休憩を使って集会や行事などを行った場合、16時15分に全職員一斉に勤務の拘束を解くこと。

エ 行事(後片付けを含む)、研究発表会、学校訪問なども16時15分に終わるよう計画を立てて取り組むこと。

オ 提出文書を簡素化したり、出張を減らしたり、学校訪問を半日日程にしたり、研究指定を減らしたりするなど、教職員の仕事を減らす取り組みを教育委員会や関係機関への働きかけを含めて進めること。

時間外勤務の割り振りは分かりやすく、とりやすく

やむを得ず時間外勤務をした場合は、確実に割り振りがなされるようにすることが求められます。尾北では、割り振りについて管理職から指示される職場が増えてきている一方、『回復』『勤務を解く』『全くありません』『たまにしか言われぬ』『十分に気を配って職員に示していない』といった声がアンケートでも寄せられているように、管理職から指示や説明がきちんとなされていないところもあります。また、校長先生から「割り振りをとってください。」「と声をかけられても、忙しくて早く帰ることが難しいのが現状です。

県教委は、割り振りがきちんととられていない問題に関して、「割り振りは、口頭のみではなく、(割り振り変更簿等の)客観的なもので行うよう助言している。」と回答しています。そして、2014年度からは、県内すべての小中学校における「日常で使用する割り振り変更簿の設置状況」の調査を行っています。

尾北では、ここ数年で、割り振り変更簿を設置する学校が増えてきて、年休をとるときと同じよ

うに、本人が必要なときに、気兼ねなく申請することができるようになっています。一方で、設置はされているものの、職員にきちんと知らされなかつたりして、十分活用されていないところもあります。設置と合わせ、使い方を全職員に説明するなどして、せっかくの改善が生かされることを求められています。

また、割り振り対象の業務と日時数を、プリントで配付したり、ホワイトボードや黒板に記載する学校も見られます。これも確実に割り振りを行うための、職員全員にとってよく分かる客観性のある取り組みだと言えます。

割り振りについては、多くのところでは、長期休業中にもとれるようになっていきます。

今後は、この学校においても、個人別の割り振りの変更簿を設置し、いつでも割り振りがとりやすくなるよう改善を進めることが求められています。今回のアンケートでも以下のように、割り振りの変更簿の設置などで、きちんと取りやすくなるよう求める声が寄せられています。

「これではいるが、具体的な紙面での割り振り簿がないため、記憶に頼るしかない状況。」

「年休だと、1時間単位しかとれないが、割り振りだと30分など短い時間でもとれる。割り振り簿を設置して、普段でもとりやすくしてほしい。」

「夏季・冬季休業中に割り振られるが、体調に合わせてなど、普段から自由にとらせてほしい。」

「いつとるか、どのようにとるかはお互いそれぞれなので、本人が休みたいたととれるとありがたい（まとめてとったり、少しずつとったり）。」

なお、県教委は、毎年、愛教労との交渉の場で、割り振りに関して以下の見解を示しています。

「愛教労の提示している項目も含め、校長が命令したものは、すべて割り振りの項目となる。」

要請

① 時間外勤務の割り振りについては、口頭のみで済ませるのでなく、管理職が割り振りの日時

数を文書等できちんと伝え、個人別の割り振り変更簿を設置し、すべての職員が、自分の希望に合わせて、確実に割り振りがとれるようにすること。

② 朝の登校指導や夕方の休憩時間に会議を行った場合など、やむを得ずに時間外勤務となったときは、すみやかに管理職がその勤務を割り振り対象であることを職員に知らせるよう。

③ 時間外勤務があったときは、途中の休憩がとれない実態で、学校現場の勤務の割り振りの特殊性により、16時15分からさかのぼって割り振りをすること。少なくとも、年休と同じように、夕方の休憩時間の30分を除いて、16時30分からさかのぼって割り振りをやるよう。

休日勤務は 早めに勤務終了を

休日に勤務を命ずる場合には、振替休日を設定するだけでなく、以下のような理由から、早めに勤務の拘束が解かれることが求められます。

ア 本来、休日は職員の身体を休ませるだけでなく、「文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）を営むためにも不可欠な日であり、勤務させないのが原則です。

イ 「原則として時間外勤務を命じないものとする」 「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、・・・臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする」 「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」 とされていますので、休日勤務は必要最小限にすることが求められます。（月曜日から金曜日に勤務が割り振られていますので、休日に勤務を命ずると時間外勤務となります。）

ウ 時間外勤務を命ずる際は、「公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならぬ」「教育職員の健康と福祉を害することにならないよう勤務の実情について十分配慮がされなければならない」「公立の義務教育諸学

校の教育職員の給与等に関する特別措置法」第5条・6条）として、「健康と福祉を害しない」ように配慮が義務づけられています。

このように、土曜日や日曜日の勤務当日は、早めに勤務の拘束を解く配慮が求められるのです。早めに勤務の拘束を解くためには、日頃の時間外勤務の割り振りを、休日勤務当日に行うことで対応できます。

なお、昨年度の校長会との懇談会で、校長会から「週休日に勤務させないことが原則である。しかし、保護者に参観してもらうために、運動会などを行う場合もある。その場合は、日頃の勤務に配慮し、勤務時間の割り振りの対応は十分できる」という返答がありました。

要請

① 休日勤務は、やむを得ない場合を除き、必要最小限にすること。

運動会や学習発表会などで休日に出勤を命じたときは、「健康と福祉を害することにならない」ように、日頃の時間外勤務の割り振りを行うことで、早めに勤務の拘束を解くよう。

また、授業時数の確保のためという理由で、休日の行事終了後の午後に授業が組まれる学校もみられるが、休日は子どもたちは家庭で過ごす日であるという趣旨から、行事終了後は、できるだけ早く下校を促すよう。

② 休日における地域やPTAの行事への「ボランティア参加」をなくすこと。やむを得ず行う場合でも、教職員にとっては勤務の一環であるので、勤務時間の割り振りをやるよう。

★校長会との懇談会に向けての「尾北教労からの提言と要請」の全文は、尾北教労のホームページからご覧いただけます。

（「尾北教労」で検索）